

医療税務

つうしん

No.100

株式会社 **ムトウ** コンサルティング統括部
 札幌市北区北11条西4丁目1番地 電話(直通)011-728-6114
<https://www.wism-mutoh.jp/business/consulting/>
 令和3年12月

Q1

地域医療連携推進法人制度が平成29年4月に施行されてから5年目になりますが、認定を受けた法人は全国でどれくらいになっているのでしょうか。

A

ポイント

1. 地域医療連携推進法人制度は、少子高齢化・人口減等に対応して適切な医療を提供する地域医療構想実現の一つの手段として創設され、令和3年6月までに28法人が認定された。
2. 同法人は、医療連携推進方針に沿って参加法人それぞれの独立性を保ちながら、地域医療構想と地域包括ケアシステムの構築等に大きな力を発揮することが期待されている。

1 地域医療連携推進法人の医療連携推進方針と認定の動向

- (1) **医療連携推進方針に基づく地域医療、介護の実現**…地域医療連携推進法人を設立した参加医療機関等が地域でどのような役割を担うかの方針（医療連携推進方針）を定め、その方針に沿って同法人のリーダーシップのもと参加医療機関の間では、機能分担・業務の連携の強化、病床の融通による配置の適正化、医師等の地域偏在是正、医療機器の共同利用、医薬品や医療材料の共同購入、医療従事者の共同研修などを行うことによって地域医療、介護の効率化、機能強化、経営の効率化・安定化を目指しています。
- (2) **制度施行日から令和元年6月までに全国で認定された13法人**…○平成29年 尾三会（愛知県）、はりま姫路総合医療センター整備推進機構（兵庫県）、備北メディカルネットワーク（広島県）、アンマ（鹿児島県）、○平成30年 医療戦略研究所（福島県）、日本海ヘスケアネット（山形県）、房総メディカルアライアンス（千葉県）、○平成31年～令和元年6月 日光ヘルスケアネット（栃木県）、さがみメディカルパートナーズ（神奈川県）、滋賀高島（滋賀県）、江津メディカルネットワーク（島根県）、北河内メディカルネットワーク（大阪府）、弘道会ヘルスネットワーク（大阪府）

2 令和元年10月から3年6月までに全国で認定された地域医療連携推進法人一覧

地域医療連携推進法人名 ／都道府県／認定年月日	医療連携推進区域／参加法人／医療連携推進方針その他
ふくしま浜通り・メディカル・アソシエーション ／福島県 ／令和10.1	福島県地域医療構想に定める相双・いわき医療圏／(医) 社団茶畑会相馬中央病院、(老健) ベテランズサークル、(公益財団) ときわ会常盤病院、いわき泌尿器科、竹林貞吉記念クリニック他／病院相互間の透析医療の標準化・質の向上、共同での人材採用・研修、人材交流で透析医療従事者不足の支援及び人材育成の強化、地域包括ケアシステムの推進
桃の花メディカルネットワーク ／茨城県 ／令和元11.29	茨城県古河市、坂東市、猿島郡五霞町・境町／(医) 啓山会山中医院、(医) つるみ脳外科、鶴見脳神経外科／鶴見脳神経外科に病床を統合し高度急性期脳卒中の救急医療を提供、山中医院は無床診療所化し外来診療に特化することにより機能分担・連携を推進
清水令和会 ／高知県 ／令和2.3.31	高知県土佐清水市／(医) 聖真会、(医) たんぼぼ清悠会、(医) 次田会、あしずり岬診療所／従来より取り組みを継続している医療介護連携推進事業をもとに医療機関、行政、障害者施設等との連携を更に強化し地域で医療、介護、福祉の完結を目指す
湖南メディカル・コンソーシアム ／滋賀県 ／令和2.4.1	滋賀県大津市、草津市、栗東市、守山市、野洲市／(医) 井上医院、(医) 加藤内科医院、(医) ごとう医院、(医) 富田クリニック、(医) 水谷医院、(医) いながきハートクリニック、(医) 華頂会、(医) 金沢整形外科クリニック、(医) 翔誠会、(医) スマイル、(医) 拓翔会、(医) 藤寿会、(医) にじいろ会、(医) 芙蓉会、(医) ほりて医院、(社会医) 誠光会他／参加法人間で施設稼働状況、患者等の情報共有を行う、地域医療構想と地域包括ケアの実現
県北西部地域医療ネット ／岐阜県 ／令和2.4.1	岐阜県郡上市、高山市、大野郡白川村／県北西部地域医療センター国保白鳥病院・国保和良診療所・高鷲診療所・小那比診療所・石徹白診療所、和良介護老人保健施設、国保和良歯科診療所、高山市国民健康保険荘川診療所、県北西部地域医療センター国保白川診療所・平瀬診療所／国保白鳥病院を基幹病院として区域医療機関の相互支援
南檜山メディカルネットワーク ／北海道 ／令和2.9.1	地域医療構想の南檜山圏域／北海道立江差病院、江差町、上ノ国町立診療所他、厚沢部町・乙部町・奥尻町の各国民健康保険病院他、(医) 道南勤労者医療協会江差診療所、(医) 雄心会江差脳神経外科クリニック／江差病院は二次救急医療等の他南渡島圏域との連携による高度医療の確保を、他の医療機関は江差病院と連携し地域包括ケア機能の強化を図る
上川北部医療連携推進機構 ／北海道 ／令和2.9.1	上川北部区域／名寄市立総合病院、士別市立病院／救急・急性期医療機能を名寄市立総合病院に集約化、回復期・慢性期医療機能を士別市立病院に集約化、病床調整等による病床規模の適正化、医療従事者の確保体制整備・交流、地域包括ケアシステムの実現に寄与
高知メディカルアライアンス ／高知県 ／令和2.12.28	中央医療圏域／(社会医) 近森会（近森病院、近森リハビリテーション病院）、(医) 松田会（近森オルソリハビリテーション病院）、(医) OWL（みなみ在宅クリニック）／地域の診療機能の集約化、連携のため参加病院間の病床及び診療科の再編成等を行う
佐賀東部メディカルアライアンス ／佐賀県 ／令和3.1.29	佐賀県鳥栖市、上峰町、みやき町、基山町／(医) 如水会今村病院他、(医) 田尻外科胃腸科医院、(医) 健裕会古賀内科・宮原医院、(医) 鵬之風いのち医院他／地域完結型の医療・介護の連携を推進し、地域包括ケアシステムを構築する
上十三まるごとネット ／青森県 ／令和3.3.29	青森県上十三地域／十和田市長十和田市立中央病院、三沢市長三沢市立三沢病院／急速に進む人口減少・少子高齢化に対応し地域医療機能の分担・連携を推進し、医師、看護師の交流、高額医療機器の共同利用等で地域医療構想に貢献する

岡山救急メディカルネットワーク ／岡山県 ／令和3.3.30	岡山市、赤磐市、瀬戸内市、玉野市、備前市、美咲町、久米南町、和気町、吉備中央町／(社会医) 社団十全会心臓病センター榊原病院、(医) 幸義会岡山東部脳神経外科病院、岡山東部脳神経外科東備クリニック／参加医療機関間の連携により脳疾患と心疾患の救急医療を横断的に診療できる体制及び医師が病院と診療所の両方で勤務できるシステムの構築
川西・猪名川地域ヘルスケアネットワーク ／兵庫県／令和3.4.1	川西・猪名川地域／(医) 協和会、(医) 晴風園、(医) 社団衿正会、(医) 晋真会他、(一般社) 川西市医師会、川西市歯科医師会、川西市薬剤師会、川西市、猪名川町／川西・猪名川地域の医療機関の機能分担、連携を進め地域の医療提供体制を強化
ふじのくに社会健康医療連合 ／静岡県 ／令和3.4.7	静岡市／(地方独立行政) 静岡県立病院機構静岡県立総合病院、(独立行政) 地域医療機能推進機構桜ヶ丘病院／参加法人の連携により地域医療に貢献する志を持った医師を確保、静岡県立総合病院での臨床支援で育成し病院間の交流で地域医療の安定確保を図る
泉州北部メディカルネットワーク ／大阪府 ／令和3.6.11	大阪府泉大津市、和泉市／泉大津市立病院、(社会医) 生長会府中病院／泉州北部における将来の医療需要を見据えた持続可能な医療提供体制を構築するために両病院の病床機能再編と連携強化により、地域医療構想の実現に貢献する
雲南市・奥出雲町地域医療ネットワーク／島根県 ／令和3.6.16	島根県雲南地域 雲南市及び仁多郡奥出雲町／雲南市立病院、町立奥出雲病院／地域医療構想を踏まえ、参加法人相互の役割を明確にし、医療提供体制の機能分担及び業務の連携を推進し、良質かつ適切な医療を効率的に提供する、参加法人の安定的経営を追求する

Q2

今年度の税制改正で、電子帳簿保存法が来年1月から大きく変わるという話を聞きました。どのように変わるのか、改正の概要を教えてください。

A

ポイント

- 令和3年度の電子帳簿保存法の主な改正点は、①帳簿書類の電子化の承認手続きの廃止、②国税関係帳簿書類等のデータ保存並びにスキャナ保存の要件緩和、③電子取引データの保存の厳格化、④不正があった場合の罰則の新設で、手続きや要件が緩和された。
- この経理の電子化による生産性の向上等を目指す改正法令は来年1月1日施行される。

1 電子帳簿保存法の施行と令和3年度税制改正

- 電子帳簿保存法は平成10年に施行されていますが、内部規定の整備や事前の承認申請が必要なこと、タイムスタンプ(電子データの一定時点での存在を第三者が証明するデジタルの証明書)の付与と付与までの期間がタイトなこと、詳細な検索条件が義務付けられていることや保存後の検査等が必要なことなど、適用条件が厳しかったため利用数はさほど伸びませんでした(令和3年6月末の承認件数は、約34万件にとどまっています)。
- しかし、昨今の経済社会のデジタル化への対応が喫緊の課題となってきたため、令和3年度の税制改正で電子帳簿保存制度の利用拡大に向けて、手続きや要件の大幅な緩和措置がとられました。

2 令和3年度税制改正による電子帳簿保存法の改正内容

(1) 電子帳簿等保存 [パソコンで電子的に作成した帳簿・書類をデータのまま保存] に関する改正

- 優良な電子帳簿に係る過少申告加算税の軽減措置が整備された
税法で保存義務が規定されるすべての対象帳簿が、優良な電子帳簿の要件(改正前と同等の法令要件)に従って備付け及び保存が行われ、本措置の適用を受ける旨等を記載した届出書をあらかじめ所轄税務署長に提出した場合に、その帳簿に記載されている事項に関連して税務調査等により過少申告が認められたときには、対象税額に係る過少申告加算税が5%軽減されます。
- 最低限の要件を満たす電子帳簿についても、電磁的記録による保存等が可能となった
「システム関係書類の備え付け」、「見読可能性の確保」及び「電磁的記録のダウンロード機能の確保」の要件を満たすことで、書面の保存に代えてデータのまま保存することが可能となります。

(2) スキャナ保存 [紙で受領・作成した書類を画像データで保存] に関する改正

- タイムスタンプ要件、検索要件等について、次のとおり要件が緩和された
イ タイムスタンプの付与期間が、最長約2か月と概ね7営業日以内とされました。
ロ 受領者等がスキャナで読み取る際の国税関係書類への自署が不要とされました。
ハ 電磁的記録について訂正又は削除を行った場合に、これらの事実及び内容を確認することができるクラウド等において、入力期間内にその電磁的記録の保存を行ったことを確認することができる場合は、タイムスタンプの付与に代えることができることとされました。
ニ 検索要件の記録項目について、取引年月日その他の日付、取引金額及び取引先に限定されるとともに、税務職員による質問検査権に基づく電磁的記録のダウンロードの求めに応じる場合には、範囲指定及び項目を組み合わせ条件を設定できる機能の確保が不要となりました。
- 適正事務処理要件(相互牽制、定期的な検査及び再発防止策の社内規程整備等)が廃止された

(3) 電子取引 [電子的に授受した取引情報をデータで保存] に関する改正

- タイムスタンプ要件及び検索要件について次のとおり要件が緩和された
タイムスタンプ要件に係るタイムスタンプの付与期間及び検索要件に係る検索項目についてスキャナ保存に関する①のイとニと同趣旨の改正が行われたほか、基準期間の売上高が1,000万円以下の小規模事業者について、税務職員による質問検査権に基づく電磁的記録のダウンロードの求めに応じることができるようにしている場合は、検索要件の全てが不要とされました。
- 電子取引データの保存が厳格化された(出力書面でも保存可とする措置が令和3年末で廃止)
申告所得税及び法人税における電子取引データを書面に出力して保存できなくなりました。

(4) 電子帳簿等保存並びにスキャナ保存の税務署長の事前承認手続きが廃止された

これまで、税法で保存義務が規定される帳簿書類をデータで保存するためには、事前に所轄税務署長へ申請書を提出し承認を受ける必要がありましたが、この事前承認は不要とされました。

(5) スキャナ保存された電磁的記録並びに電子取引情報に係る電磁的記録に関連した不正があった場合の重加算税の加重措置が整備された

適正な保存を担保するための措置として、スキャナ保存が行われた国税関係書類並びに電子取引の取引情報に係る電磁的記録に関して、隠蔽し、又は偽装された事実があった場合には、その事実に関して生じた申告漏れ等に課される重加算税が10%加重される措置が新設されました。